

## 基準4. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

### 基準4－1. 自己点検・評価の適切性

＜基準4－1の視点＞

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②自己点検評価の適切性

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4－1の自己判定

・基準4－1を満たしている。

#### (2) 4－1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

ア. 本学の使命・目的は、「人間性、国際性、学際性溢れる医療人の育成」に集約することができる。医療人を育成するためには、入学者全員が臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師というそれぞれの国家資格を取得することが大前提として必要である。毎年の国家試験合格状況は日々の教育活動の集大成として捉えることができる。このため、教育内容や方法は日々改善を行っており、学生の教育進捗状況は、各学科・専攻科の「学科・専攻科会議」で論議され、「教育支援センター」、「教育執行部会」で全学的なコンセンサスが図られている。

このような意味で、本学では日常的に「自主的・自律的な自己点検・評価」が実施されている。

イ. 放射線技術学科、看護学科、助産学専攻科は大学として文部科学省からそれぞれ「診療放射線技師学校」「看護師保健師学校」「助産師学校」として指定を受けている。また、臨床検査学科は文部科学省の方針により大学は指定を受けられないが、教育カリキュラムの編成にあたっては、「臨床検査技師学校」の教育カリキュラムに準拠して編成している。

「指定学校」の場合、教育課程の変更に係る学則変更については、予め、文部科学省医学教育課に対し「変更承認申請」を行い、「文部科学大臣の承認」を得る必要があり、審査を受けてきた。また、指定学校でない臨床検査学科においても、国家試験受験資格に必要とされる授業科目に本学授業科目が適合しているか、厚生労働省に「協議書」を提出する必要がある。

このような意味で、本学における医療人育成のための教育カリキュラムは常に第三者の公的機関から「承認」を受けており客観的な判断が行われている。

##### ①教育課程の変更承認経過

###### a. 臨床検査学科

・H18(2006)年4月の大学設置時に厚生労働省に協議書を提出し承認された。

・H23(2011)年4月からの新カリキュラムに関し厚生労働省に協議書を提出し

承認された。

- ・「臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）」の改正により臨床検査技師の業務範囲が平成 27 年度から拡大されたことから、法令に合わせ平成 28 (2016) 年 4 月から教育カリキュラムを変更することについて厚生労働省に協議書を提出し承認された。

b. 放射線技術学科

- ・平成 18(2006) 年 4 月の大学設置時に文部科学大臣から「診療放射線技師学校」として指定された。
- ・平成 23(2011) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 25(2013) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 27(2015) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 27(2015) 年 2 月に厚生労働省より「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の交付について」が通知され、平成 27(2016) 年 4 月から診療放射線技師の業務範囲が拡大された。これを受け平成 28 年(2016) 年 4 月から教育カリキュラム変更すべく文部科学省に承認申請し承認された。

c. 看護学科

- ・平成 18(2006) 年 4 月の大学設置時に文部科学大臣から「保健師看護師学校」として指定された。
- ・平成 21(2009) 年 4 月からの保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に伴う教育カリキュラム変更を文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 23(2011) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 24(2012) 年 4 月からの保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に伴う教育カリキュラムの変更及び保健師選択制導入に係る変更承認申請を文部科学省に行い承認された。
- ・平成 25(2013) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。
- ・平成 27(2015) 年 4 月からの新カリキュラムを文部科学省に承認申請し承認された。

d. 助産学専攻科

- ・平成 21(2009) 年 4 月の専攻科設置時に文部科学大臣から「助産師学校」とし

て 指定された。

- ・平成 24(2012)年 4 月からの保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に伴う教育カリキュラムの変更承認申請を文部科学省に行い承認された。

#### 【エビデンス集・資料編】

##### 【資料 4-1-1】平成 26(2014)年度国家試験合格状況

#### 4-1-②自己点検・評価体制の適切性

ア. 平成 3(1991)年の短期大学設置基準の改正を機に、平成 4(1992)年に策定された「神野学園自己評価委員会規則」に従い学内規則を整備し、本学の「自己点検・評価委員会」を発足させて、本学の前身「岐阜医療技術短期大学」であった平成 5(1993)年度から自己点検・評価を実施してきた。その内容は下記のとおりである。学園組織や財務状況等の自己点検・評価が実施されておらず本学内部の自己点検・評価にとどまっているが、全学をあげて自己評価・評価を行っており組織的な取り組みを始めているといえる。

#### I 教育理念

1. 岐阜医療技術短期大学の教育理念
2. 各学科の教育方針及び教育展望

#### II 教育活動

1. 学生の受入れ
2. 学生生活への配慮
3. カリキュラムの編成
4. 教育指導のあり方
5. 教授方法の工夫・研究
6. 成績評価・単位認定
7. 卒業生の進路指導

III 研究活動 IV 教員組織 V 施設設備 VI 国際交流 VII 社会との連携

VIII 管理運営・財政

イ. 4 年制大学となった平成 18(2006)年度からも、「岐阜医療科学大学自己点検・評価委員会規程」を制定し「自己点検・評価委員会」を設置して、組織的に自己点検評価を実施している。

ウ. 自己点検・評価は、毎年度初め、自己点検・評価委員が担当分の前年度分自己点検を行い「自己点検・評価報告書」としてまとめている。「自己点検・評価報告書」は製本され、図書室において閲覧可能としてきた。また、H22(2010)年度からは

本学ホームページに掲載し、誰でも閲覧可能となっている。

エ.まとめられた自己点検・評価報告書は、毎年度「自己点検・評価委員会」に報告され、問題点についての検討を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-2】学校法人神野学園　自己評価委員会規則

**4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性**

ア. 教育に関する自己点検・評価

前期・後期の定期試験終了後、全学生に対し科目毎に授業に対するアンケートを実施している。平成 22(2011)年度からはアンケート結果をポータルサイトで公開した。(公開は受講講義のみ閲覧可能) この「授業評価アンケート」は、教員各自の「自己点検・評価・年次報告」の中で授業方法の「自己評価」を行い、授業の改善について報告している。

イ. 法令に基づく学園及び全学に関する自己点検・評価

本学の前身の短期大学時代である平成 5(1993)年度から継続して自己点検・評価を行ってきた。大学に改組した平成 18(2006)年度から通算し 6 年目には、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、条件なく認証された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-3】H26 年度前期・後期授業評価アンケート抜粋【資料 2-6-1 に同じ】

【資料 4-1-4】教員自己評価報告書抜粋【資料 2-6-2 に同じ】

【資料 4-1-5】平成 23(2011)年度大学機関別認証評価結果抜粋

**(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）**

ア. 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は、教育プログラム見直しを隨時行っており、見直しに際しては、保健師・看護師学校、助産師学校、診療放射線技師学校として、それぞれ文部科学省から教育課程変更の承認審査を受けている。また、臨床検査技師においても、技師試験に係る教育科目変更協議を厚生労働省に行い承認を受けている。指定学校の場合、法律的な教育カリキュラムの拘束が多く大学の独自性を出しにくいか、今後も自主的な自己点検・評価を行っていく中で、本学の使命・目的を達成できるよう独自性を持つ教育プログラムを検討していく。

イ. 自己点検・評価体制は平成 5(1993)年に委員会がスタートした本学前身の岐阜医療技術短期大学から引き継がれており確立されているが、今後は学園本部との連携を強化して自己点検・評価体制を強化していく。

ウ. 自己点検・評価は教育に関する自己点検・評価及び法令に基づく自己点検・評価とも毎年度毎に確実に実行している。このうち、法令に基づく自己点検・評価は、

平成24(2012)年度に評価項目の変更があったため、従来の評価項目を見直しながら、今後も自己点検・評価を続けていく。

#### 基準4-2. 自己点検・評価の誠実性

##### <基準4-2の視点>

###### 4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

###### 4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 4-2の自己判定

- ・基準4-2を満たしている。

##### (2) 4-2の自己判定の理由

###### 4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検評価報告書の作成にあたっては、なるべく客観的評価ができるよう、本文中に図表を取り入れ、また独自に資料編を作成しデータに基づく評価ができるよう配慮している。

###### 4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

ア. 自己点検・評価の実施にあたっては、学部長、各学科長、専攻科長、関係委員会委員長並びに学生部、入試広報部、就職課、法人本部等の分執筆分担を決め本文の提出依頼を行っている。この提出された評価案を事務局でとりまとめ、必要であれば学長、学部長、事務局で構成する自己点検・評価委員会ワーキンググループで精査、修正等があれば見直しを指示する。結果として、まとめられた自己点検・評価報告書を自己点検評価委員会で審議し作成しており、十分な調査・データの収集と分析体制をとっていると言える。

イ. また、教員の持ちコマ数や就職状況などデータ編以外のデータが必要な場合は、事務局各課に必要データを依頼し収集し、本文との調整に中で分析を行っている。例えば、本学の場合、教員の持ち時間数の算出については実習等があるためデータ化しにくく、また就職に関しても4年次の3月に国家試験結果が出るため、それから活動が本格化するなど特殊な事情もあり、こういったデータをまとめる際には細かな注意を払っている。

###### 4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

ア. まとめられた自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員に配布し、委員を通じて学内での共有化を図っている。

イ. 「自己点検・評価報告書」は冊子にまとめられ、本学HPで公表していると共に図書館で閲覧できるようにしている。

##### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書の作成にあたっては、現状でも十分に調査・データ収集・分析を行いエビデンスに基づいて作成しているが、今後はデータ編の毎年度作成や公開等を検討し、更に高い客観性を持つ自己点検・評価報告書の作成を進め、結果に基づく改善を進めていく。

#### 【エビデンス集・資料編】

##### 【資料 4-2-1】平成 26(2014)年度自己評価報告書資料編目次

#### 基準4－3．自己点検・評価の有効性

##### ＜基準4－3の視点＞

##### 4-3-①自己点検・評価の結果の活用のためのP D C Aサイクルの仕組みの確立と機能性

###### (1) 4－3の自己判定

- ・基準4－3を満たしている。

###### (2) 4－3の自己判定の理由

##### 4-3-①自己点検・評価の結果の活用のためのP D C Aサイクルの仕組みの確立と機能性

ア．自己点検評価書は「岐阜医療科学大学自己点検・評価委員会」において最終的に審議される。この結果のうち、全学的な検討を要する基本的課題は、「教育執行部会」「将来検討委員会」等に付託され論議される一方、課題に関連性の強い委員会や部・課において検討される。検討された課題は教授会等に上申され実行に付される。

改善された課題は、翌年度の自己点検・評価において確認され、改善が不備であれば再度見直しをおこなっていて、P D C Aサイクルが活用されていると言える

イ．教員の自分の授業に対する自己点検は事務局で集約され、学内に開示しており、効果的な授業が出来るよう教員個々人が計画し実行している。教員は、「授業アンケート」等で結果のチェックを行い更なる改善につなげている。

###### (3) 4－3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、前身の短期大学時代の平成5(1993)年度以来、継続して「自己点検・評価委員会」を中心に自己点検・評価を行い、その結果に基づく改善活動を行ってきた。また、教員は「授業アンケート」に対し毎年自己点検・評価を行い教授内容や方法の見直しと改善を行っている。

しかしながら、「自己点検・評価委員会」は自己点検・評価を行う委員会であるという側面から脱し切れておらず、点検・評価に基づく改善活動への取り組みは、まだ弱いと言える。また、このP D C Aサイクルは学内中心の活動に留まっていて、学園本部と連携した活動は整っていない。

今後は、「自己点検・評価委員会」における改善事項の確認や推進を積極的に行いこれと連動して学園本部への働きかけを強化するなどの改善・向上方策を検討・実施

していく。

#### 基準4全体

##### i) 基準4の自己評価

ア. 本学は「人間性、国際性、学際性溢れる医療人の育成」を使命・目的として、入学生全員がそれぞれ臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師の国家資格を取得することを目指し、日常的に教育の改善活動を行っている。また、それぞれの資格は養成学校として文部科学大臣から指定を受けていることから、（臨床検査技師を除く）、教育課程の変更については、その都度申請し、文部科学大臣の承認を受けている。このように自己点検・評価の評価視点に基づく教育活動の改善推進は勿論であるが、日常的に「自主的・自律的な自己点検・評価」を行ってきた。

イ. 「自己点検・評価委員会」は本学前身の短期大学の平成5(1993)年度から設置され毎年度、継続して自己点検・評価を行ってきた。大学となった平成18(2006)年度からも、この体制を継続維持している。また、これとは別に、「授業評価アンケート」を通じた教員各自の「自己評価」を前年度実施している。このように、自己点検・評価体制は適切に整備され、周期的に実施されている。

ウ. 自己点検・評価はエビデンス及び十分な調査・データの収集のもとに実施しており、事務局もしくは自己点検・評価委員会ワーキンググループで精査して作成している。また、自己点検・評価の結果は自己点検・評価委員に配布し、委員を通じ学内での共有化を図ると共に、本学HPで公表している。

エ. 自己点検・評価に基づく改善事項は、必要に応じ各学科・専攻科、部・課において、また全学的な課題は「教育執行部会」等で検討され、学科・専攻科会議、各種委員会、教授会等での審議を経て実行している。